

静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会議事録（要旨）

1 開催日時 平成30年10月26日（金）10時00分～12時00分

2 会 場 県庁西館4階 健康福祉部会議室

3 出席者

＜静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会 委員＞

氏 名	職 名
◎増田 樹郎	静岡福祉大学 特任教授、愛知教育大学 名誉教授
小出 隆司	静岡県手をつなぐ育成会 会長
杉山 明喜雄	杉山明喜雄公認会計士事務所 公認会計士
天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会 副会長
田光 祥浩	静岡県健康福祉部障害者支援局長

◎議事に先立ち、委員の互選により増田委員を会長に選任した。

4 議事概要

- (1) 申請者プレゼンテーション
- (2) ヒアリング
- (3) 採点・審査
- (4) 選定審査会意見取りまとめ

5 議 事

(1) 申請者プレゼンテーション

社会福祉法人あしたか太陽の丘から事業計画についてのプレゼンテーションを受けた。

(2) ヒアリング

静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会委員によるヒアリングを行った。

【現指定管理期間の評価と次期指定管理期間の展望について】

委 員

10年の指定管理の実績を踏まえてこれから取り組む新たな5年間は、将来の富士見学園のあり方に大きく関わるターニングポイントになるのではないかと考えています。これからの5年間の展望や新たな取組・姿勢についてお話しください。

申請者

色々な形で変わってきたニーズに対応してきたというのが、この10年間の取組に対する実感です。指定管理を開始した当初は、中・軽度の障害のある方の地域移行を実現する通過型施設として

のニーズが主でしたが、今では、強度行動障害など重度の障害のある方の支援にニーズが移っています。これは、極めて大きな変化ですが、「ニーズを受け止めていく」というのがこれからの姿勢ではないかと思っています。そのために、強度行動障害など重度の障害のある方に対してどのような支援を提供していくか、道筋をつけることが当面の課題だと思っています。ソフト面では、計画的に研修を行うほか、構造化・視覚化といった支援を充実させることに取り組んでいきます。また、ハード面では、個室化や静養室の整備、強度行動障害に対応できる設備への改修といったことを目指していかなければならないと思っています。この5年間は、問題を洗い出し、すぐに解決できない課題についても、どうやって解決したらよいかを提案し、実行に結びつけるような期間にしたいと考えています。

【研修計画について】

委員 これから5年間の課題が、強度行動障害等も含めた利用者の障害の重度化への対応ということであれば、5年間の研修計画が重要になってくると思います。事業計画書によると、例えば、強度行動障害のある方の支援に関する研修は、ほとんど外部研修を活用されることになっています。もし富士見学園が、強度行動障害等のある方への支援に関して、県内のリーダーシップを取るのであれば、自前で研修を行うような意欲があっても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

申請者 現在、富士特別支援学校や発達障害者支援センターのコンサルテーションを受けています。支援の質の向上を図るため、次年度以降も専門家による実地研修を継続していきたいと考えています。また、研修を踏まえた具体的な取組成果については、毎年、冊子にまとめていきたいと考えています。

【研究機能について】

委員 富士見学園に期待をしているからこそ、少し厳しい言い方をしますが、構造化にしても視覚化にしても、職員のスキルアップができなかったら漫然とした対応が引き継がれていくという傾向があります。県立施設として、また、これまでも先進的な取組を行ってきた法人として、富士見学園に研究機能をどのように持たせていくのか、見解をお聞かせください。

申請者 あしたか太陽の丘は、地域移行をととても大切にしている法人ですので、強度行動障害のある方の地域移行を支えるため、きちんと研究し、色々な生活支援ツールを開発したいと考えています。また、開発したツールは地域移行の際に、次の支援機関に引き継いでいきたいと考えています。

【ハード面の整備について】

- 委員 強度行動障害など重度の障害のある方を支援するには少しハードが厳しいという印象を持っています。障害が重度の方々、強度行動障害のある方々を支援するのであれば、暮らしやすい環境をどう整えるかというマスタープランのようなものがあるのもよいのではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。
- 申請者 おっしゃったとおり、ハードの面で欠けているところが多いものですから、ひとつには、今あるものをどう改修したらできるか、もうひとつは、建替えたらどうなるか、この2つの方向で、改善に向けた検討に着手したところです。
- 委員 大変前向きな御発言で、良い印象をいただきました。

【重度障害者の地域移行について】

- 委員 富士見学園の目的である障害者の地域移行を実現するため、重度の障害のある方が地域で生活していくにはどういうことが必要かということの研究し、実績を積み、利用者の期待・ニーズに応えられるような、他にはない機能を持つ施設になっていただきたいと思います。
- 申請者 お気持ちを重く受け止め、御家庭のニーズに対して、これからも応えていかなければならないと思っています。
- 委員 アセスメントを強化するという説明がありましたが、これを施設内でどのように共有していくかお聞かせください。また、「重度障害者の地域移行実現」と「利用年限の遵守」という、ふたつの異なる価値のバランスをどのようにとっていくかについても考え方をお聞かせください。
- 申請者 富士見学園で5年間支援を受けたことが良い結果になるような実績は、この10年間、上げてきたと思っています。
「あと少し」支援を行えば地域移行が実現できるといったときに、アセスメント票を使いその見極めを行い、サービス管理責任者の下で作成する個別支援計画の中で、具体的な「あと少し」の見込みを立てたいと思います。ただ、利用年限の原則があり、いつまでもという訳にはいきませんので、それは、随時、県と協議していきたいと思っています。
- 委員 しっかりと根拠を持ってアセスメントを行い、また、それに基づく支援のプロセスが確保されているということが、富士見学園が家庭や他の支援機関から信頼を得るために不可欠だと思いますので、確認させていただきました。

【自己評価の実施について】

- 委員 第三者評価の実施について、平成26年度から継続的に県からの指摘を受けています。それに対して、自己評価により対応している

- との回答が事業計画書に記載されていますが、その評価項目は、第三者評価の項目を利用していますか。それとも、独自の評価項目を設定していますか。
- 申請者 基本的には第三者評価の項目をお借りして、独自の評価項目も加える形でやっています。
- 委員 かなり厳しい形で自己評価されているというように理解してよろしいですね。
- 申請者 はい。
- 【職員配置について】**
- 委員 職員の配置は、募集要項の勤務表とは違っているということでしょうか。
- 申請者 募集要項の勤務表は、過去の富士見学園の実績を例示として掲載していると理解しており、現在は、利用者の重度化に合わせたより手厚い人員配置を行っています。
- 委員 強度行動障害など重度の障害のある利用者が多くいらっしゃって、夜勤をひとりで行う時間が長くなってくると、職員が疲弊してまいります。職員をなるべく厚めに配置できるような仕組みを整えていかなければならないというようなことを感じましたので、ちょっと確認させていただきました。
- 申請者 職員は、1.7：1で、かなり手厚く配置しています。
- 委員 かなり手厚いですね。女性職員は11日に1回夜勤がきて。男性職員は10日に1回夜勤が来るとのことですか。
- 申請者 はい。
- 委員 かなり手厚い支援体制が確保されているという印象があります。強度行動障害の研修を、本年度、全職員が受講されるということですが、今まで、研修を受けられた方は何人いらっしゃいますか。
- 申請者 6人います。
- 委員 受講定員の関係で、受講できないケースがあったり、あるいは、少ない研修にまとめて職員を派遣すると現場が手薄になったりといったこともあるかと思いますが、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。
- 申請者 県主催ではない外部研修も利用し、分散して受講することで、支援体制を確保しつつ、全員が今年度中に受講できるよう計画しています。
- 【退園後のフォローについて】**
- 委員 退園した後、3ヶ月以内に進路の相談に入ることが事業計画書に記載されていますが、実態として、もっと先までフォローしていくという意味がおりなのかお伺いします。
- 申請者 富士見学園としては、お困りのことがあれば、継続して関わります。

す。ただ、最近の傾向として、制度的に相談支援体制が確立してきたため、3ヶ月以降、継続して関わるということはほぼありません。

委員 地域の相談につないでいくということですね。わかりました。

【ヒハリ・ハットの検証体制について】

委員 マニュアルで想定していないヒヤリ・ハットが出た場合、それをしっかりと検証・対策する仕組みは構築されていますか。

申請者 毎月、理事長が委員長となりヒヤリ・ハット委員会を開催し、検証を行い、対策を立てています。

【帰省を奨励する取組について】

委員 帰省を奨励しているということですが、ゴールデンウィーク、年末年始、お盆以外に、家族との接点を維持する企画はありますか。

申請者 まとまった休み以外に、土日に帰省する方も多くいらっしゃり、平均的に年間80日程度帰省しています。法人としては、できるだけ御家族の方と接点を持っていただきたいという方針です。

委員 地域移行という視点で考えると、家族と疎遠になることはあまり良い影響はないと思いますので、良い取組だと思います。

【強度行動障害のある方に対する支援ノウハウについて】

委員 ニーズの変化に対応してく中で、いろいろなノウハウを蓄積されていると思います。県東部地域にも、強度行動障害のある方の支援に困難を抱えている施設がありますので、他の施設等を対象にした研修の実施など、蓄積してきたノウハウを外部に発信するような取組も御検討ください。

委員 利用者の重度化への対応は、施設運営の課題というお話でしたが、逆にそこをしっかりとレベルアップして、法人の力をもっと積極的に東部地域のレベルアップに役立てていただきたくことを望みます。

【意思決定支援に係る取組について】

委員 権利擁護という観点から、意思決定支援にはどのように対応されていくか、研修含め対応を教えてください。

申請者 本人の意思をできるだけ汲み取っていくということを第一に考えていきたいと思っています。また、本人の意思確認が難しい時は、御家族、御家族を含めた関係の方、専門家の中で考えていかなければならないと考えています。先進的な取組を行っている医療分野での取組を参考に、検討を始めたところです。

【養護性の低い家庭の障害者の支援について】

委員 県立施設として、養護性の低い家庭の障害者に対する支援について、どの程度、役割を果たしているか教えてください。

申請者 利用年限5年という制約があるので、今お話にあったようなニー

- ズに対する取組は富士見学園ではできません。ただし、法人他施設において、そういったニーズを引き受けているという事例はあります。また、これと関連した事項として、触法者の定着支援にも取り組んでおります。
- 委員 近隣の法人からは、養護性の低い家庭の障害者をどうカバーしていくか、富士見学園と連携を深めていかなければいけないという意見を伺っています。
- 委員 **【施設経営について】**
決算書を見させていただきますと、過去4年間赤字になっておりまして、他の施設から繰入をして運営がされているという状況になっているかと思えます。指定管理料が19百万円に引き上げをされても、採算的に赤字になってしまう可能性が今後もあるのではないかと思えます。法人の中での富士見学園の位置付けをどう考えているか、経営という観点からお伺いさせていただきたいと思えます。
- 申請者 あしたか太陽の丘というのは、県の施策を実現する目的で設立された経緯があるため、受託した事業が黒字でなかったとしても、法人として吸収できるものについては取り組んでいきたいと考えています。ただし、強度行動障害研修を受けることで個別加算を受けられるようにするなど、収支改善のための取組はしていかなければならないと考えています。このような取組を徹底することで、職員配置を通常より手厚くしても、黒字化できるのではないかと考えています。
- 委員 是非、頑張ってやっていただきたいと思います。
- 委員 **【その他】**
申請者から今後の施設運営の方向について十分な御説明をいただきました。県としても、これまでは利用年限を最長5年間ということでお願いしてきましたが、強度行動障害など重度の障害のある利用者が増えてきている中で、より柔軟に対応し地域移行を進めていただくといったところも期待をしていきたいと思えます。また、赤字経営についても大きな問題として捉えておりましたけれども、黒字化に向けた努力もしていただけるということも認識いたしました。それから、今一番大きな問題である、ハード面の改善について、県の内部でも検討していきたいと思えますし、法人様とも御相談しながら進めていきたいと考えております。
- 委員 富士見学園が、強度行動障害など重度の障害のある利用者たちについての取組・課題を抱えているとしても、県立施設として、これからの大きな将来へのモデルとなるような取組をしてくださ

ることを期待しております。スタッフの皆様におかれましては、研修等も含めまして、さらに一層スキルアップをいただきまして、富士見学園がひとつのモデルとして期待を担うよう、これから5年間、大きな飛躍をいただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

(3) 採点・審査

静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会委員による採点・審査を行った。

<各委員による採点>

<事務局から採点の集計結果の発表>

(4) 選定審査会意見取りまとめ

静岡県立富士見学園指定管理者選定審査会としての意見取りまとめを行った。

会 長：事務局から、委員の点数の合計の平均が86.88点、審査項目6（5）「平等利用が確保できること」の必須項目は、全員の委員が○（丸）でしたと説明がありました。

会 長：当選定審査会としましては、2点、意見を付して、社会福祉法人あしたか太陽の丘が静岡県富士見学園の指定管理者の候補者として適当であるとの結論といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<1点目>

利用者の重度化を踏まえ、利用年限にとらわれることなく、より柔軟で質の高い支援が提供されるよう、十分にアセスメントを行った上で個別支援計画を作成し、地域移行を進めること。

<2点目>

利用者の重度化に対応するには支援の質の着実な向上を図る必要があるため、指定管理期間中の研修の重点項目を示すとともに、平成31年度の研修プログラムを作成して県へ提出すること。

<全委員「異議なし」>

会 長：ありがとうございます。

事務局におかれましては、本日、選定審査会が取りまとめた意見を参考にし、富士見学園の指定管理者の候補者の選定をお願いしたいと思います。

なお、研修計画に係る付帯意見については、事務局が申請者から計画書を徴して、内容を確認するようにしてください。